

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 3 回 委 員 会 議 事 録

日時：平成18年11月17日（金）
13：30～16：00
会場：岐阜県議会西棟3階 第1会議室

- | | |
|---------|---|
| 司会 | 定刻となりましたので、只今より「第3回岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を開催します。本日の進行役を務めさせていただきます環境生活部廃棄物対策課の佐伯でございます。よろしく願いいたします。はじめに環境生活部次長よりご挨拶申し上げます。 |
| 環境生活部次長 | <挨拶> |
| 司会 | それでは、委員のご紹介をさせていただきます。
第2回委員会後、中本委員の退任に伴いまして、新たに岐阜県産業環境保全協会副理事長の後藤委員にご就任いただきました。本日ご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。 |
| 後藤委員 | 後藤です。よろしくお願いいたします。 |
| 司会 | その他の委員のご紹介は、出席者名簿をもって代えさせていただきます。なお、本日は、田辺委員、西寺委員、谷口委員がご欠席でございます。続きまして、本日の配付資料を確認させていただきます。

<配付資料確認>

なお、本日の会議は公開としております。傍聴希望者が13名あり、会場の収容を十分に満足しておりますので、予め委員長の了解のもと入場していただきましたことを、ご報告いたします。

<注意事項説明（携帯電話の使用禁止、私語の禁止）>

本日の委員会は午後4時の終了予定でございます。それでは、堀内委員長、よろしくお願いいたします。 |
| 委員長 | それでは始めたいと思います。はじめに、前回議事の進行を任せていただいて、4時までということでしたが、いろいろな意見が出まして4時15分くらいまでやりました。最後に傍聴人の方から意見をいただくための時間をとっておきたいということで、第1回は取れたんですね。第2回は、私の次の予約が入っていて4時以降延長ができない中、私の司会進行が上手くいかなかったものですから、時間が取れずお詫びいたします。今回はそういうことのないようにしたいと思います。傍聴人の方からご意見を意見書という形でいただいております。その意見書の最後の方で結んでおられるのですが、『この検討委員会の議論は、(中略)、廃棄物行政における「公共」のあり方を正し、広く県民の産廃問題への認識を深化させるものであることを、心から期待いたします。』と。まさに、このことを念頭において審議を進めていきたいと思います。それでは、早速ですが、次第に従って進めさせていただきますと思います。次第の2、「第2回委員会議事録について」及び「委員会要旨について」事務局から報告をお願いします。 |
| 事務局 | <報告関連資料集 資料1、2の説明> |
| 委員長 | 議事録等については、ご意見ございますでしょうか。 |
| 兼松委員 | 委員の発言の要旨ということですが、まだいただいて確認ができていないのですが、いつまでにご報告すればいいのでしょうか。 |

事務局 特に設定しておりませんが、今月中でも結構でございます。また、改めてまとめます。

兼松委員 わかりました。少し時間をもらえるということですね。

委員長 他によろしいでしょうか。それでは、要旨に関してはもう少し時間をいただいて委員の方でご確認いただくということでお願いします。続きまして、「第2回ワーキンググループの開催結果」について、ワーキンググループのリーダーである守富副委員長からご報告いただきます。

副委員長 <報告関連資料集 資料3の説明>

委員長 ありがとうございます。委員の方もご存じのように、ワーキンググループというのはこの委員会で審議する内容を、より現実に即した形で議論できるよう問題点を絞っていただいて、そしてそれに関する必要な資料を事務局で用意していただくものです。委員会ではその資料を使って議論する、非常に大変な仕事をしていただいています。今回もいい資料を作っていただいたと思います。それでは、「県の公共関与に関する経緯について」事務局から報告をお願いしたいと思います。

事務局 <報告関係資料集 資料4の説明>

委員長 「産業廃棄物処理に関する公共関与の経過」ということで、県の動向と県下の動向、それから国の動向をご紹介いただきました。この資料を見ていただきまして何かご質問ございますでしょうか。

森朴委員 県下の動向についてのところ、御嵩町の産廃処分場計画を巡る経過を載せてくれというのは、私が前回の検討委員会でもお願いしましたし、ワーキンググループでもお願いしたところでもあります。こうやって改めて入れていただいたものを見て流れを確認をしたわけではありますが、やはり、平成4年以降の岐阜県における公共関与の話と御嵩町における処分場計画の話が非常にリンクしている。事の善悪というのは、いろいろと評価のわかれるところでもあります。やはり平行して進んできたということは客観的事実であると思います。そこで、今日の資料の中で先ほどもご紹介いただいた会場の方からのご意見で、近藤さんですか、委員に宛てていただいたものの中で、やはり同じような意見で公共関与を巡る話と御嵩町の問題は、やはり絡めてきちんと整頓すべきではないかと。是非、これは委員としての立場で、この委員会の中で各委員がこの経過をふまえて、公共関与のあり方について、それぞれのお立場から積極的にご発言をいただきたいということと、一つ県にお願いをしたいのは、この検討委員会が作られる原因となったのが、地球環境村という一つの県政が上手くいかなかった。そういうプロセスに、実は御嵩町における産廃処分場問題を巡る地域住民と事業者との間の立場の違いというものがあるんですね、現実に政策的な法律制度の中でどういうふうな解決されるかということが、県においてきちんと議論されてきていない。そのことが紛争を紛争としてのみ続けさせることに終始しており、そのことに目をつぶって地球環境村というような施設整備を行おうとしても上手くいかなかったんだというのが私の意見であります。今後、公共関与に関して議論をする際に、やはり県が、過去のこのような事例に基づいて今後の産廃行政を抜本から見直していただきたいと改めてお願いしておきたいと思っております。以上です。

委員長 ありがとうございます。今回、この御嵩町関係の内容を県の動向に付け加えていただきまして全体の動きがわかるようにまとめられたと思います。今、森朴委員から意見が出ましたが、今後この検討委員会で新しく岐阜県の産廃行政を進めるにあたって、これまでの経験、いろいろな間違った点を踏まえて、それを勘考して新しくしていく必要があるのではないかと。その一つは御嵩の問題と地球環境村の問題との関連性というものをごどのように現状として捉えているのでしょうか。事務局の方で説明できますでしょうか。私としては、この委員会ではいろいろな問題を

	<p>踏まえながら、我々はどうしたらいいかを考えていく場であると考えています。ただ、過去のことについて深くやる場ではないと思っています。それを中心にやるのではないと思っていますが、しかし、県の考え方を前回もいろいろなことを説明されたと思うのですが、今日の議事を進行するにあたって、何か一言いただければありがたいと思います。</p>
廃棄物対策課長	<p>最近、新聞紙上でいろいろと話題になっておりますし、県といたしましても、真剣に検討しています。また、具体的な動きがありましたら、この場でもご報告させていただきます。今までの過去の経緯、今後の展開等を考えるにあたって難しいこともありますので、簡単には申し上げられません。御嵩町における民間の処分場の問題は、もう11年になります。平成7年から始まりまして、ここを見ていただくとそれ以前からもあるわけですが、いろいろな問題があることは十分承知していますので、できるだけ早い時期に問題を整理して検討していきたい。またいつかご報告することができる時があるのではないかと思います。</p>
委員長	<p>一言でいえば、地域住民の意向というものをどのように汲み入れて、新しいものを作っていくかということの進め方が反省される点でなかったかなと私は思います。そういったことを踏まえながら、時には以前のことを振り返りながら、今回二度も失敗をしないように反省をしながら、進めていきたいと思っています。</p>
兼松委員	<p>この表について、入れてもらったのはとても良かったと思っています。P38の平成6年2月、岐阜県公害対策審議会の中で、「公共関与の積極的な推進」を付帯意見として提出したということの前に、御嵩町議会で産業廃棄物処理場調査研究特別委員会というのが設定されている。ちょうどその時に、5年12月だったと思いますが、町長が意見表明を出されたことがあった。それと非常にリンクをしている。それ以後であったことは明らかであるので、町長は柳川町長の前の町長ですが、町長としての意見を、正確には覚えていませんが、相応しくないという判断をされた。それは御嵩町のHPで見たのですが。あの小和沢の処分場計画に対して、御嵩町長が相応しくないという発言を。</p>
森朴委員	<p>平成4年10月じゃないですか。</p>
兼松委員	<p>平成4年10月。</p>
森朴委員	<p>町の意見「不適當な施設と考えている」と。これだと僕は思っています。</p>
兼松委員	<p>ありがとうございます。</p>
森朴委員	<p>あともうひとつ。平成6年3月の町の意見「本施設の設置計画については不適切である。」</p>
兼松委員	<p>失礼いたしました。これがあって、でてきた公共関与だということを、私は非常によく分かったというのが率直な感想です。</p>
委員長	<p>他にございますでしょうか。前の資料に新しく御嵩関係の項目を追加していただきました。</p>
兼松委員	<p>こういう経過の中で公共関与が言われて、地球環境村構想が出てきて財団ができて、財団が成果をあげられなかったということで財団がなくなりました。そのうえにある委員会というのは、どうしても作るのだからということが前提になりやすい。そうではないことを改めて、今日のワーキンググループの提言にもありましたけれども、公共関与のあり方を一から見直すのであって、施設整備が目的ではないということをここで改めて確認しておきたいと思っています。</p>
委員長	<p>この委員会の立ち上げの目的は、今後の岐阜県の産業廃棄物行政をど</p>

うするのかということですから、作らないということもおかしいし、作るということがいいということもおかしい。どっちかを選ぶということではないということですね。それを確認しましょう。それともう一つ確認したいのが、過去の問題を中心にやる委員会でもないということを確認したい。

兼松委員

ですが、できなかったということは事実です。

委員長

その通りです。それでは、他にご意見ございますでしょうか。

清水委員

地球環境村のところで、平成9年12月に基金が7億円とあります。財団が平成8年3月に設立されていますが、それ以降、ずっと空欄のまま、平成11年にささゆりクリーンパークとありますが、ずっと何も書いていない。空白なんですね。この基金をいったい何に使ったのか。これを教えていただきたい。

委員長

どうでしょうか、事務局。

廃棄物対策課長

これはそのまま基金として残って残っていて、お返ししたものです。

清水委員

空欄になっているところが非常に気になる。

廃棄物対策課長

地球環境村というのは、施設を作ろうとしていたわけで、結果として何も作れなかったということはここに出ている通りです。白紙と言いながらいろいろなことがあったことは事実です。実際に候補地もありましたし、その候補地を何とか実現しようという動きもありました。でも、検討したことを書くわけにはいかないので、結果としては、成果がなかったということで白紙としています。

委員長

よろしいでしょうか。いろいろな気になることがあるというようなご意見がございましたが、全体の流れがかなり把握しやすくなったと思います。

森朴委員

こういう立場で、私は産廃業者の代表として入っておるわけですが、市民団体の方もいる中で議論して、堀内先生を中心にして、いろいろご議論いただいているのですが、一番大切なことは、私、明らかにどうもなっていないことがあります。産業廃棄物の処理施設が私どもは必要だと申しますよね。必要だという意見の方もいらっしゃいますし、必要でないという意見の方も住民の中にはいらっしゃるかと思えます。現実には私共が、事業者の立場で処理施設を作ろうとすると、その地域の方々と現実に向かいあって作らせてくださいと交渉させていただく。最終的に、その方々の理解が得られて、土地を売っていただけたらとか、あるいは、周辺のご協力がいただけたらとか、今の制度ですと同意問題ですとか、これは周辺地域の同意だけではなく、要綱ですとか、現実的に制度上いろいろ要求されている、あるいは法律を超えて要求されていることがあるわけですが、同意をとるというプロセスがある。そのプロセスが、全体としてこれまで不透明だったんじゃないかというご批判が、根強くございます。御嵩町の問題でも、御嵩町側から県に対して出された「疑問と懸念」というようなものの中には、法律の運用であるとか、それから事実関係の情報といったものが明らかになっていないというようなご批判を町側が出されました。私は、その中身についていちいち正しいか正しくないかを判断する立場にない。そういう意見の提示が、おそらく今後、民間であろうが公共であろうが、廃棄物の処理施設を県内で作るようになった場合、整備しようとした場合、一般廃棄物であろうが、産業廃棄物であろうが、やはり現実にはそういうことが問われていくことだろうと思っております。ところが、この11年間のいわゆる問題の凍結状況で制度上は全く法律上はありえない状況で、長期に渡って続きながら、しかも裁判でもなかなか問題になりにくいようなもの、住民と事業者の間の紛争が、いつのまにか町対県の紛争であるかの様相を呈して来ている。堀内先生がおっしゃるように、過去の問題に囚われるべきでは

ないと私も思っております。しかし、将来の問題を解決するためにこそ、御嵩問題で投げかけられた問題点というのはきちんと、全ての廃棄物処理業者も市民団体も県も町も、あるいは学問的に研究されている方も事業者の方々も経験としてきちんと捉えるべきだろうと。そういう中で、基からのところで、県民的な議論として産業廃棄物の処理というのは、必要なんですか、必要じゃないんですかというような議論が実はなされていなくて、これは一般廃棄物の処理施設もそうだと思います。総論では、そういうものが必要なかなという議論があっても、自分家の近くに来るのは嫌だよと、こういう感情のレベルで皆さん周知していない。そういう狭間の中で岐阜県これまでの政策的な地球環境村というものが、民間の事業者がやるのが住民の理解を得られないから公共がやると。それってちょっと変じゃないの。誰が作ったって、安全なのか危険なのかというのは、基準の問題だし、法律の問題であるのに、民がやるのが危険で官がやるのが安全というのは、どうしても私は納得しがたいものがあります。やはり議論が県民の前で明らかになっていくこと、僕もこれ今何故しゃべっているのかというと、ホームページ上で公開されることを計算してしゃべっているわけですが、こういうことをきちんと残していくこと、それから原点に戻って、県民的な広い範囲で廃棄物処理施設の必要性、それから問題点、こういう点が危険ではないか、こうやれば必要なくなるのではないかということを含めて、ご議論をさらに進化させていただききっかけを、この委員会で提言として県にお願いしていきたいと思っております。以上です。

委員長

ありがとうございます。まさに今、森朴委員が言われたような提案を我々は紐解いて明らかにしていくためにここに書きました議題を重ねていって、最終的にはやはり形のあるものを考えていこうじゃないかと。あまりにも大きな問題がずっと蓄積してきて、具体的に解決されているところもありますので、やはりひとつひとつこういう形でやっていかざるを得ないかなと。第1回、第2回と重ねてきて、進めていることをご理解いただきたい。ありがとうございます。具体的にそういう問題を念頭に入れていって、解答を見つけたさうということで、審議に入りたいと思います。それでは、守富副委員長からご報告いただいたワーキンググループの報告内容に沿って進めていきたいと思っております。それでは、議題1「産業廃棄物処理施設等調査結果の報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局

<議事関係資料集 資料1及びスライドで説明>

委員長

ありがとうございます。今回、現地調査にご参加された方で是非ともご意見・ご感想をお伺いしたいのですが、第1日目に参加されました加藤さん、今回行った感想をお願いしたいと思います。

加藤委員

寿和工業と東濃ひのきと各務原の浄化センターのルートで見せていただきました。まず最終処分場の寿和工業ですね。新しい最終処分場の下地まで見える状況で、確認させていただきました。というのは、まだ産業廃棄物が埋められていない状態ですね。この会社のやり方が、非常にいいシステムだなと思えました。その理由といたしましては、自分たちの処分場で処理するものを自分たちで収運して来ると。他社の収運業者さんが持ってくる産業廃棄物は受け取らないというシステムを取られてきました。つまり、自分たちが持ってくるものですから、必ず管理できますし、自分たちの処理できるもの以外は、絶対自分たちで持ってこないというシステムを確立されているということですね。ただ、反面、ゴミの出す方では、取りに来てくれるのかどうかという難しい問題があるかもしれないですね。本当に適正に処理をするというシステムが垣間見えました。東濃ひのきですが、処理もさることながら、エコ事業をしている非常に良いシステムだなと思えました。個人的な話になってしまいましたが、弊社でもこのシステムを導入しております。チップではないのですが、廃溶剤を燃やして、その熱を蒸気に置き換えて、回収していくというシステムを採用させていただいています。この場で、私も支援型という行政の支援をお願いする話を出してきたのですが、このシステムを

導入するにあたって、行政の窓口の方といろいろと調整をした経緯がございませう。当時、ダイオキシンの特別措置法の対応という流れの中で、産業廃棄物処理施設の改善をしたいと申し出ましたが、当時、ダイオキシンを生成させないために燃やす温度を200度近辺に急冷させる急冷装置に蒸気ボイラーを導入したい。当時ボイラーで急冷という例があまりなかったもので、かなり苦勞をして導入を認めていただいた経験を持っています。システムとしては非常に環境に優しいのかなと思っております。最後に、本当に良い（行政の）下水処理センターを見せていただきませう。これはもう本当に羨ましい限りの施設でして、民間では作れない施設という印象を持ちませう。お金をかなり使われているんじゃないかなと思われませうが、行政がやられることですから、間違いを犯してはいけない。当たり前のことかもしれませうが、民間から見させていただけると、本当に羨ましい施設だなという感想を持ちませう。

委員長

ありがとうございました。清水委員、お願いします。

清水委員

最初の寿和工業は、私も適正処理に随分といろんな配慮をしてみえるということを感じませう。それから、地域住民の方に入ってきてもらって、定期的に監査してもらって、チェックしてもらってという体制を作ってやっていると、感銘を受けませう。それから、ここで強く思ったのは処分場として、廃棄物を埋めた後の処分場の植生とか、埋めた後をどう今度復活させていくのか、という研究ができるなと思ひませう。強制的に植林をしている地域があったり、自然に復活してくるに任せていくところがあつたりとか、あの広い地域の中でこれからの処分場をどう復活させていくのかという、いろいろ研究できる材料がいっぱいあるなと思ひませう。バイオマスの方ですが、地域の特性を非常に活かして、組合の方々が本当に素人ながらいろいろやっていけば良いかということ、例えば中電の方と打合せしたりとか、行政の人と打合せをしたりと、非常にご苦勞にご苦勞を重ねてこまで漕ぎ着けたということ、維持継続させていくことは非常に大変なことですよということをおっしゃって見ませうが、そういうことへの支援ができれば、地域毎にあつた施設のあり方を、今後考えていけるのかなと思ひませう。各務原の浄化センターですが、今羨ましいと思ひませう。正直な感想として、地域の方々には非常にありがたい施設になってくるのかなと思ひませう。公共関与していくと、非常にもつたいない贅沢な施設になってくるのではないかなと思ひませう。どこまで必要なかなと思ひませう。

委員長

ありがとうございました。それから、第2日目に行かれませう。兼松さん、お願いします。

兼松委員

はい。2日目に参加しました。最終処分場を見るのは、三重県の環境保全事業団がやっている小山というところの処分場と、それから三田の海の中に産業廃棄物処分場があるところと、それから寿和工業の処分場を見たことありませう。加藤さんもおっしゃつたように、自分のとてろがきちんと責任をもつて、産業廃棄物を処分先からきちんと受け取つて処理をするということ、他のものが途中で混ざる可能性はないという面。それから、入ってきたものには、早期に復土。三重県の環境保全事業団の方はフェロシルトをそのまま真っ赤なまま、風に吹かれてとか、灰をそのまま置いてありませう。これをいつ覆うのだろうと、フェロシルトで蓋をするのではないかなと思ひませう。けれども、様々なんだなあと強く感じませう。それから、大福製紙の方ですが、ここは本当に行つて強も感ひませう。それから、委員になつてこつてこつて行つてこつて良かったと思ひませう。ただ、岐阜県の中の製紙工場の中でも非常に特殊な工場で、紙なのですが金糸銀糸を織り込んで和服の生地にする非常に特殊な技術をもつていらして、それを大切にしながら事業をやつていらつて。岐阜県に、こつてこつて優れた伝統技術をもつて製紙会社があるということと同時に、産業廃棄物の資源化について非常に関心を持ひませう。先ほど佐伯さんは、産業廃棄物が再利用されているとお

っしやいましたが、どこかと引き合いがあるのですか。

事務局

会社からも説明がありましたし、それから振興局にも確認をいたしました。値段のこともあるわけですが、出しているところはそれを原料として利用していると。例えば中間処理施設で燃やすですとか、埋め立てるといふ行為ではなく、またそれを原料として使っているということを確認しています。

兼松委員

それは廃アルカリではなくて、スラッジのことですか。

事務局

スラッジのことです。脱水後の汚泥のことです。一番最後に写真で載っていたものです。

兼松委員

はい、わかりました。お話を聞いている時には、スラッジを言われている汚泥の方、再利用していいものなのかどうなのかということに非常に懸念していらっしやったことがありました。そういうあれは十分に原料になって、繊維も長くて、だから汚染原因になるものがないとすれば、製紙の原料として十分に使えるのではないかなと思います。昔、ダンボール工場のそばに住んでいた経験があるのでそういうことを思いました。それを使っているのか、売っているのかどうなのかという心配をしていらっしやるといふ文書を頂いたのですが、規制当局である県の環境局には相談しにくいのかもしれない。例えば、これは廃棄物であってそれを再利用することはいけないと言われるかもしれないと。であれば、一つは支援ということになると思いますが、規制をしている規制当局に聞きにくいということであれば、それは産業の資源と考えれば、産業労働部などが関わりながら、そういう場を作れるのではないかと思いました。そう思ったのは、政策総点検の中で事業者いろいろな意見を聞かれたことがありました。その時に、建築廃材などは急いで解体した場から持って出さなければいけない。そしてそこに新しい家を建てるなどするので、そこで分別ができないという意見がありました。それに対して、県の空いている土地などがあれば、そこを貸してもらえないだろうか、そうしたら、そこで分別できる。または研究機関などの紹介してもらえないだろうかとかという、廃棄物対策課が適当かどうかは別として、そういうことを考えていく場が岐阜県の事業の中の一つにあってもいいのではないかと思いました。それはまた、後でお話したいと思います。もう一つ。住友大阪セメントを見学をしたんですけれども、必要な資源を、廃タイヤとか、汚泥とか、木くずとか、油分を含んだスラッジ、そういうものを使いながら、使い切ってセメントにしている工程と、それから、その際に一銭のお金も無駄にしないように、ものすごく経済性を考えて、こちらから見ると息が詰まるのではないかと思うぐらいにコストを考えた事業がなされてるなあと思いました。企業というものはこういうものかなあと、自分が勤めた時も、そこまでのものは経験したことがなかったので、圧倒された思いがしました。汚泥がコンクリートの原料になるのは、非常に高温焼却するから可能なんだと理解しました。非常に良い経験をさせていただきました。

委員長

ありがとうございました。前田委員お願いします。

前田委員

前田と申します。私は排出事業者の方で、出すことは出すのですが、最後まで見に行けたことがなくて、中間処理業者にまで渡してという形で、今回の現場視察は非常に勉強になりました。第1に寿和工業の最終処理の現場に行きまして、イメージ的には中間処理業者の人が持って行っているというイメージでしたのですけれども、先ほどおっしゃられていたように、確認したものしか入れないと。非常に責任をもって処理されているということ。それと、汚水の管理も、2次、3次と処理して水のような状態にして出すということで、非常に責任のある処理水の出し方を見て、これならいいなと、自分の感じていた処理場のイメージと全然違ってここまでやるべきなのかあと。過去に処理したもので、きちんとガス抜きをしてそのガスが燃焼する装置までつけて、そういうところまで検討されたということは、いい勉強、経験になりました。次に、

美濃の大福製紙ですが、私の認識が悪いのかもしれませんが、20年、30年前、あの近辺の長良川は汚水処理が非常に悪くて非常に濁ったよいうな、そういう紙屋さんのイメージを持っていたものですから、今の紙屋さんというのとは、これも同じことだと思いたすけど、あれくらいまでしっかきしてやらないと、地域で仕事ができないうか、なと思いたす。出てきた汚泥の17千トンを千トン未満まで絞め出すくらいにして、企業の責任を持ってしっかきやってみると、私に感じていたイメージで全然違ったり方々で感心しました。それから最後に住友大阪セメントですが、先ほどお話にもでていましたが、できた資源を完全に利用できるといことと、スケールの大きいことに驚きましたし、それから何でも資源にしてしまうという、普通の零細業者ではどうにもならないくらい大きな施設の中で、それをまた資源にしてみえるというのは非常に凄まじいなと思いたす。

委員長

ありがとうございました。森朴委員お願いします。

森朴委員

私共の組合委員でもある寿和工業を見ていただきまして、各委員からそれぞれ評価をいただいたことは大変ありがたいことです。ちょっと内輪の話になりますが、やはり産業界として、いろいろな方々から、十数年に渡っていろいろな批判をいただいたということは決して業界にとってはマイナスではないと。遵法精神、寿和工業のレベルですと法律を守るといこととはあたり前のことで、ずっと長い間やっておりますが、それをどういふうにしてアピールしていくか、あるいは社会的に認知をさせていくようなシステムを作っていくか、ということについて事業者として欠けておったところがあったと思いたす。できる限り情報を積極的に公開する、地域の方々と共に事業者として進んでいくという姿勢を改めてご紹介いただいたと。それから東濃ひのきについては、一番思いたすのは、中小零細、あるいは一次産業というような条件の中で、与えられた国、県の支援策を上手く使っておられると思いたす。発電ということについて、当事者の方もおっしゃっておられましたが、売電ということまでやるとかなりリスクが大きくなる。昨今のエネルギー需要からみましても、価格変動が非常に大きいファクターとなってきましたので、なかなか事業者としてやっていくときに、第三者の関わる売電といこととまでは難しいなと改めて感じました。それから大福製紙ですが、1点だけまた県の側にもお願いしておきたいのですが、汚泥といものの扱いがどうも廃棄物処理法の汚泥といものではない、汚水の状態を汚泥として換算されていたようです。これは製紙業界全体なんですか。17千トンというデータに載っていましたが、私どもがいう産業廃棄物はここでいう製紙スラッジといわれるもので、その処理が問題で、それを含んでいる脱水前のドロドロの状態を汚泥とカウントしておられたようで、17千トンという非常に大きな数字になったのですが、実際には千トン未満の比較的効率のいいきちんとした会社でありまして、こいういう事業者、立派なものだなと改めて思いたす。後の話にも係るのですが、住友大阪セメントのような大規模な処理施設が県内にあるといことはラッキーなことでありまして、全国的に見てもセメント業界がかなり大きな産業廃棄物、地域によってはごく稀ですが、一般廃棄物も含めて焼却して、非常に効率のいい、なおかつ地域環境にも負荷の小さい施設であるといことと、私どもも注目しておりますし、その活用といものは岐阜県においても十分可能であろうと。ただ、大きな問題になるのですが、中小零細の排出業者の場合ですと、おそらくほとんどあいう大規模処理施設では受入れていただけないだろうと思っております。寿和工業の最終処分場もですね、率直に申しましては小規模の事業者の方には現実的になかなか、企業ベースとして、あるいは企業の安全性としてみ取引が難しい。先ほどの製紙業者さんのように非常に優れた技術をもつて仕事をしておつても、廃棄物の量で、製紙スラッジで年間千トン未満となりますと、それを処理するコストはおそらく1万トン代の処理費の何倍かのコストがかかりますと、東濃ひのきのようなケースもそうなんですけど、廃棄物の処理コストと数量といものは非常に大きく反比例する傾向がございまして、岐阜県内中小零細の事業者の方が多いといことを考えますと、廃棄物の今後の処理施設の整備にあつて、やはり

大規模の処理施設、大規模の廃棄物処理業者のシステムはこれまでも十分に考えられてきていますし、ある程度対応できているのではないかなと思います。それから、中小零細にとっては、これから課題が大きいかなと思います。それから下水道汚泥については、それぞれ各委員からもご意見が出ましたが、公共がやることですから非常に安全性を重視して、かなり重装備でやられているわけです。私共から見ますとあれは汚泥処理施設ではなくて、単なる脱水、汚泥をつくるまでの施設で、実は、委員の方でもご存じでなかったかと思いますが、本当はあそこで汚泥処理をやるという予定だったのですが、地元の反対でできなかった。それで、協約によりましてあそこに入れていく4市9町は、全て汚泥を持ち帰るという不思議な下水処理施設となっております。そういうことが、きちんと解決していくようなシステム、幸いなことにあその場合は、民間事業者、大手2社で汚泥が処理されていますし、結果的にみれば、公共がやるより非常に安く汚泥処理ができていますのかと思います。なかなか下水道施設というものでも、公共の施設でも、施設を整備していくという時に反対運動ということが常にテーマとなって、その地域の方々とどうやって問題を解決していくかということは、やはり同じ課題をもっているかなと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。

事務局

委員長、先ほど森朴さんからご質問がありましたことについて。先ほどの汚泥の発生量のことですが、汚泥の排出量と発生量と分けまして、国から通知がございまして、脱水施設がある場合には、脱水施設が中間施設であって、脱水施設の前ところが汚泥の発生でありまして、中間処理施設である脱水施設を経過したあとのものがこの会社から出る汚泥の排出量ということになります。

委員長

中間処理施設というのは。

事務局

汚泥の脱水施設でございます。平成17年に、水処理施設の途中にある脱水施設は、今後は廃棄物処理施設に該当しないものとして取り扱うという通知が出ましたが、その通知に併せて、汚泥の発生については、従来どおり汚泥の脱水施設の前でカウントするという通知がございましたので、そのような取り扱いをしているところです。

森朴委員

全然あわないよ。

事務局

どうかご理解をいただきたいと。

森朴委員

ご理解とかじゃなくて、こういうデータとしたときに全然あわないよ、現実に。

事務局

私どもが動向調査をやる際には、汚泥の発生量というのを出しておりまして、自社で中間処理をしてこれだけ減量化したということで集計をしております。

委員長

県の方で汚泥排出量を出すときに、そういうような発生の段階の値なのか、ケーキのような状態ででてきたものなのか、やはり区別しておく必要があるかもしれないですね。他府県はどうですか。

事務局

これは国の通知でございますので、どの都道府県でも同じ取り扱いです。動向調査もあわせてやっています。

委員長

できるだけ区別できたらいいですね。

事務局

過去のものと比較した場合、取り扱いをかえますと、汚泥の発生が少なくなってしまう、状況が掴めなくなってしまうというのも一つの要因かもしれません。

委員長 私も、第1日目に参加したんですが、一つ事務局にお聞きしたいのは、各務原浄化センターですね。あそこは河川敷ですかね、かなり多目的で利用されていますよね。作るにあたっては反対運動があったとお聞きしていますが、現在の評価はどうなんでしょうかということをお聞きしたい。

廃棄物対策課長 今、森朴さんもおっしゃられましたとおり、ここには処理する施設はございません。私の記憶間違いでなければ、一度施設のなかで焼却施設とか汚泥を処理する施設を作ろうという動きがあったように聞いたことがあります。現実はできていません。たぶん当初から住民との約束で汚泥処理施設は作らないという約束があったからだと思います。現在の施設に対しては、評価はあります。

委員長 評価が高いということですか。

廃棄物対策課長 ただ、あそこには汚泥処理施設があるわけではなく、あそこで出た汚泥はまた別のところで処理しなければいけない施設です。完結した施設ではないです。

委員長 まだ下水道に入っていない市町村で、例えば各務原市の一部とかは、幹線とか使ってこれから処理していくということですね。

廃棄物対策課長 下水道は、全部の地域ができていないわけではないので、そういう形になります。

委員長 そうですね。今、清水委員から大きすぎるのではないかということをおっしゃっていただきましたが、年々、処理量は上がってきているのでしょうか。

廃棄物対策課長 そうだと思います。

委員長 将来、何年か見越してああいう施設になっているのかどうなのか。

廃棄物対策課長 下水道は将来増える一方で、当然それも計画の中に入っていると思います。下水道汚泥についてはいろいろな問題がありまして、最近、家庭で野菜くずを細かくしてそのまま下水道に流すと、一見便利なのですが、そういったものも最終の処理するところにまで来るわけですから、やはり今後、そういった処理のことも考えていかなければならない状況にあると思います。

委員長 現地調査をさせていただいてその中で認識したことは、その地域の適正な規模というのがあると感じました。その地域にあった適正な規模、そういったものについてこれから検討していかなければならないと思います。森朴委員からありましたように、零細業者の場合はどうなるんだということがあります。零細中小業者の人たちが排出するものを受け入れるのはどうなっているのかなど。あるいは、全体のどれくらいの割合を占めるのかというデータがあれば将来のことが考えられるのかなど。

森朴委員 一番問題になりますのはですね、私ども現場で事業者の側から見ておりますと、今大企業の産業廃棄物の発生量といいますのは飛躍的に減っている。もの凄く減っている。実際の中身を見ていきますと、どうも廃棄物の処理の下請け化が着実に進んでいるという印象が否めません。大企業はゼロエミッションとか非常にいい言葉を使いながら、現実には中小零細の下請業者に廃棄物処理部門を任せてしまうという構造が非常にはつきりしてきています。ほとんど全ての業種でそういう傾向がある中で、県の動向調査についても、実は非常に気になりますのは、排出業者側のデータが県内の10%くらいのデータでお探りになっているようですが、各業種毎に上位社の数値を拾いまして、それを基礎にして全体を推計するという手法を取っておられますので、これで進めますと県で集められるデータは、排出事業者側のデータが非常に理想的にどんどん減っていく、しかし、実態としては県内の産業廃棄物は中小零細に下請け

化されて、コストは実は中小零細の方が小さなロットで出す場合とある程度一定規模で出す場合と数倍の開きがあります。そういう構造の中で今後中小零細の方々が適正処理料金を賄いきれずに不法投棄へまわっていくとすれば、これは非常に不幸なことになりますし、地域住民の生活を支えていく地域の産業のあり方としてもそういうことに対してのアプローチが必要かなと思います。一方で、排出事業者側からのデータではない、廃棄物処理の側のデータは、廃棄物処理法に基づく報告のデータが上がってきておりますので、どちらかということ県内での処理の実数はかなり正確。一方では、排出側、県外への排出は、かなり不正確になってきているのではないかという印象があります。以上です。

廃棄物対策課長

今の10%というのは、製造業の主なものは10%、業種によって10%以上の抽出もあれば、ほんの数%の抽出しかない業種もあります。やはり統計的な推計という手法をとらざるをえないので、事業者全体から聞くには膨大な経費や時間もかかりますので、毎回同じような手法でやっているわけです。今回の調査では、少しでも正確を期するために、たくさん出しているところには直接出かけて行き、アンケートだけではなく、今回は面接を行って直接お聞きしました。県としてもできるだけ正確に把握しようという努力をしておりますが、統計的推計でやらざるえないという点で限界はあると思います。

委員長

はい、わかりました。今回の現地調査で各委員が現場を見られて、今まで考えていなかったような現状、実態を見て、今後の議論の役に立っていけるかなと思っております。

事務局

すいません。ご紹介するのが遅れて申し訳ありません。田辺委員が今回欠席されていますが、施設見学につきましてご意見いただいております。別紙にございますので、読ませていただきます。

<議事関係資料集 資料1 P2-2代読>

委員長

ありがとうございました。田辺委員の感想でした。それでは、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。次は15時10分から始めたいと思います。

(休憩・再開)

委員長

それでは、時間となりましたので議事を再開いたします。議題2「公共関与のあり方について」審議したいと思います。はじめに、(1)「公共関与による産業廃棄物処理事業のコストについて」事務局から説明をお願いします。

事務局

<議事関係資料集 資料2の説明>

委員長

ありがとうございます。これで見るといろいろな他県との比較で、地球環境村の試算コストは1トンあたり若干安くなっているんですね。

兼松委員

ちょっと先にお伺いしたいことがあるのですが。料金については、先ほど「ワーキンググループで清水委員が」とおっしゃられましたけれど、実は私がお願いしたことで、こういうふうにしてもらったことはとても良かったと思います。その中で分からないのは地球環境村の岐阜計画というところの上の他県の施設、地球環境村の3つ目の岐阜圏域の中の炭化、建設リサイクル、無機系リサイクル、溶融、埋立保管施設等というのと同じに扱えるのかどうか、私は理解ができませんので。

委員長

他県との比較ですか。

兼松委員

はい。ここに出てくる施設、炭化・建設リサイクルですとか、無機系リサイクルですとか、溶融ですとか、埋立保管施設ですとか。そういうものと、それから、他県の焼却、破碎とか、最終処分場とか。そういう

のと同じと扱っていいのでしょうか。リサイクルと、埋立保管施設は同じものなのかどうか判断がつかない。

森朴委員 最終処分場という格好悪いので埋立保管施設と言ったんですよ。法律上は最終処分場でしょ。

兼松委員 そういうね、訳の分からない言葉が使われとまどいました。

森朴委員 これ、私も理事会の時に言いました。訳の分からない言葉を使うなど。

兼松委員 だったら他県の施設と同じに考えていいのかどうか、私には判断がつかなくて。それを聞いたかったんです。埋立管理、埋立保管施設っていうのは、これは処分場だとして、そうすると熔融というのは焼却施設になるのでしょうか。

事務局 P 4をご覧ください。施設整備規模と書いてございまして、当時地球環境村では発生する廃棄物全てを処理する施設を考えています。例えば、リサイクルというのはリサイクルするもので、例えば、木くずなどは炭化炉で、木炭、炭にする。建設リサイクルはリサイクルするというふうに全て考えたということと、熔融炉から出たスラグは有価物として使えるので、最終処分ではなくて保管というような考え方で作ったようになります。ということではか今ご説明ができないのです。

兼松委員 そうすると、これを単純に他県と比較するというのは無理があると思います。資料としては、岐阜県のデータとしてはあったということは、もちろん認めますが、他県が具体的に建設をして、それに対してどれだけの費用がかかって、どれだけの処理費がきてというのと、(地球環境村構想の費用見積もりにある、) リサイクルをしたものとか、スラグは売れるものとして試算したものとか、一緒に検討できるのかどうかと思います。

廃棄物対策課長 おっしゃったように、他県のは現実にやっている施設ですし、岐阜県は試算で地球環境村が構想で考えたものですから、上と下で比較して岐阜県では公共関与でこんなに安くできますと PR のために出したものではありません。まさにこういう計画がありましたという事実を出しているだけでございます。

兼松委員 はい、わかりました。そこを少し確認したくて。まず言葉が分からなかった。そのことを確認してこれを見ていけばいいんだなと思いました。

委員長 直接比較できるものではないということがわかりました。したがって、これは計画段階でこういうような数字がでたということで留めるということですね。

森朴委員 県に確認したいのですが、真ん中の地球環境村計画の県の試算単価ありますね、最後の。コストのところは、P 6 のケースのどれにあたるのですか。

事務局 P 6 の上段に、岐阜圏域、3 圏域と左に書いた表がございます。

森朴委員
事務局 ケース 1、ケース 2、ケース 3 と。そこで網掛けにしてあるところが、コンサルの報告では 21,900 円/t が最も妥当であるという書き方がしてあります。

森朴委員 国庫補助が出てという話でしょ。

事務局 そうです、はい。

森朴委員 国庫補助が出てのコストがこうだよってということですか。

事務局 いや、建設単価全てを含めた形での。

森朴委員 そうですよ。

事務局 国庫補助は抜いてあります。その上が 21,900 円、国庫補助がないケースが 103,566 円です。

森朴委員 そう、103,566 円ですよ。

事務局 国庫補助がついておれば 21,900 円というケースでございます。

森朴委員 この時、価格のお話で、怒ったんですよ。10 万円で誰が受けるんだと。

委員長 なかなか、項目を比較する場合、実際の同じ施設だけでなく、付帯的に違うものがついていたりして、なかなか直接比較することはできないですが、だいたい実際の費用はこれだけかかるのかなと考えていいのでしょうか。どうでしょうか。1 トンあたりこれぐらいかかるんだよと。岐阜県の計画では、これが妥当だと。

廃棄物対策課長 もちろん地球環境村を作ろうとしていろいろ調べてこういう計画を作ったのですが、現実的に県が何らかの施設を作ろうとした場合、やはり他県の単価とか他県の費用が一番参考になると思います。

委員長 守富先生、どうですか、この数字は。

副委員長 数値の問題は、先ほど森朴さんの言った下段の数値でよいと思います。数値的には、他府県の場合、あるいは環境村の場合をみても、だいたい 2 倍ぐらいのところまで落ちているということは、そこにあと補助金とか人件費とかを加算する、あるいはしないとかで差が出ると思います。値段的にはこんなものと思いますが、森朴さん、よろしいですよ。

森朴委員 内輪の話になりますが、当時地球環境村の理事を充て職でやらされていましたが、地球環境村から、岐阜圏域と 3 圏域のこの説明があったときに、1 回、割と単純な説明を受けたのですが、結局全然分からなかったというしだいでして、他県の事例はでていませんでしたが、どういう事業規模を想定しているのか全然さっぱりしなくて、その圏域でこれだけ廃棄物が出るからこれを処理するためにはこういう施設がいるという逆算の数値でして、あまりリアリティを感じなかった。例えば炭化炉と書いてあって、その炭化炉が 38 t/日で、建設費が 1,696 百万円という事業費が炭化炉に出ておりますが、私どもの業界からすれば一桁違うんじゃないのと。一日 200 t とか 300 t で数億円ぐらいのインシヤルコストでないとペイしないというのが私どもなりの単価であって、そういう世界の話ですから、熔融炉なんかはとてこのコストではまわらないだろうなというのが、その時の地球環境村の計画、これもまだ全然実施設計とか無しに、各圏域でこれぐらいのものが出ているから、それを処理するのに世の中ではいくらぐらいかかっているかということ建設技術研究所というところがコンサルして数字を出されたと、とりわけ主として補助制度の組み合わせでどういうシチュエーションがあるのかということ当時出されたということ記憶しております。ところが、一番最後に施設別処理単価というところになると、結構丸い数字になってきれいな、そんなに高くない数字になっていることがミソでして、これでやっていけるように感じるのですが、実際には多額の公費の投入があってはじめてこれぐらいでできるかなというものでした。ちょっとこれ参考になるかわかりませんが、施設名が A B C D では判然としませんが、実際のコストは、おそらく行政でおやりになっているのはいずれも資料 2 のこのコストの倍くらいかなという印象をもっております。一番最後に書きました岐阜県内の相場は、一番新しいところで改めて業界の中で聞いてみましたので、一定量を排出される県内の事業者の方が契約されている価格ということではぼ間違いのないと思っております。ただし、

収集運搬料金は除いております。問題点としては、実は、先ほど申しましたが、小規模の事業者の場合はこれの数倍になります。例えば、燃え殻、焼却残さは、20,000～25,000円と書いてありますが、70,000円～100,000円くらいになる、トンあたりに換算しますと。汚泥もドラム缶1本あたりというとな数万円ということ。

委員長

どの辺でその差が出てくるのでしょうかね。

森朴委員

要するに取り扱う量、例えば住友大阪セメントさんでは汚泥なんか年間何千トンという単位で、一事業者から収集されていますが、小口で、例えば、ガソリンスタンドが個別で廃油を集めて、金属加工物が入っているような廃油を工場の中のドレーンで集めたものを処理したいとなると、普通のドラム缶単位で処理されますね。そうするとドラム缶1本あたりをトンあたりに換算いたしますと、これは10万円近い処理費になってしまいます。ところが、一つ一つの事業所としてはそれくらいのロットでしか出ない。これはあくまでも、全体としてある程度の事業の規模があるとすればということですが、他県の事例については岐阜県のよりリアリティがあるのかどうかは、人件費なんかは本当に含まれているかどうかは私もわかりません。

委員長

この料金設定に関しては、まだこの段階では一次資料という形で留め置いて、まだまだこれから検討して、もっと詳しい実際に沿った値段が出てくるまで、これは一応資料として今回は留め置きたいと思います。

兼松委員

環境省が平成16年に、委託をして施設をもっている都道府県にアンケートをしているのですが、どこも本当に廃棄物が集まらない。廃棄物が集まらないから処理単価が高くなる。単価を下げなければゴミを持ってきてもらえない。そういう中で、ダンプが行われていたり、ダイレクトメールを出したりとか、事業所をまわったりしてゴミを集める。そういう状況が赤裸々に出ていました。一つはやはり、ゴミが今減っているということがあると思います。だけど、この他県の持っている施設の費用というのは、人件費とか土地の購入費とかですけど、これ以上かかるだろうということは想像できますし、それをずっとこの施設がある限り、それから、処分場が満杯になった時、その後の水処理をしなければいけない。水の管理をしていかなければいけない、処分場の管理をしていかなければいけない。それは入っていないだろうと思います。それから、もう一つは、処分場を受け入れてくれた地域に対して、それなりの地域が求めるものを支援していく、そういう費用が当然入ってきます。お分かりいただけるでしょうか。

委員長

わかります。支援する形態もいろいろありますよね。

兼松委員

具体的に、高知県の日高村というところは住民投票で産廃処分場を受け入れました。それは地域の住民の意思として産廃処分場を受け入れました。それに対して、高知県と高知市はそこに処分場を作るということで応えていかなければいけない。そういう非常に大変な局面があった、それは他のところでも同じです。次回お願いがあるのですが、こういう産廃処分場ですとか焼却場とか、リサイクル施設とか、そういうものを持っている自治体に対して、地域住民にどのようにサービス、支援、例えば具体的に、何かものを作ってあげるだとか、作って活用してもらうとか、道路を作るとか、いろいろな形があると思いますが、そういう具体的にどういうことをやっているのか調べていただきたいと思います。

委員長

施設導入に際してとか、そういうのを含めて。

兼松委員

そうです。それから以後もずっと続くわけですから。その支援は求められるわけですから。

委員長

事務局、よろしいでしょうか。

事務局 分かりました。

兼松委員 それからもう一つはですね、せっかく出していただいていますので、P7を見ていただきたいと思います。地球環境村構想でアンケートをされました。地球環境村で施設を作ったら委託してくれますかというアンケートでしたが、2,485社にアンケートをして半分は回答がなかった。委託をするといったのは8%、条件によって判断するというのが36%、条件というのは遠いとか近いとか、高いとか安いとか、そういうことだと思えます。委託しないところは4%、とでています。処分場を作って欲しいというときに公共がやったときに高くなる可能性が十分あって、なかなか委託してもらえないかもしれない可能性があった。そういうことを事業者の方や県民が知らせてもらえたのかなと思います。もう一つは、政策総点検の時にこの資料がでていなかったと私は思っています。私はなるべく丁寧に見たつもりですけども見つけられません。こういう現実があって、作れ、作れと言いながら、一方では安くなければ持っていけないというのが現実です。それから無回答というのは、無関心だということだと思えます。こういうことをきちんと政策総点検の中で出してもらって、こういう状況があったということを知ったうえで、政策総点検で、この公共関与の処分場ということを判断されたのかどうかということを私は聞きたいと思えます。

委員長 どうですか、事務局。

廃棄物対策課長 ここまで資料を出したかどうか確認していません。政策総点検で、地球環境村を今後どうするかいうときに、地球環境村がやってきたことはこういうことだと出しましたが、こういう細かい資料まで出したかどうかは、今確認できません。

兼松委員 細かなことかもしれないけれど、非常に大きな意味を持っているものだと思います。

廃棄物対策課長 仰っている意味は非常に良く分かります。こういうものを出せば、地球環境村そのものというか、公共関与の必要性がないんじゃないかと、政策総点検でもそういう結論が出たんじゃないかということがおっしゃりたいことだと思えます。こういう細かい資料まで出して、政策総点検で議論されたかどうかは、また後で確認させていただきますが、多分、こういう資料はでていなかったような気がします。

兼松委員 政策総点検で、この資料を出していたかどうか、確認してください。お願いします。

委員長 ありがとうございます。これから実際に考える場合に、今のようなど意見を大事にしていきたいと思えます。料金に関しては、これくらいにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。いろいろまだあるかと思えますが、今後も検討していくということで、次に進めたいと思えます。
(2)「県内の下水汚泥の処理状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局 <議事関係資料集 資料3の説明>

委員長 県の廃棄物の中で、最も多いものの一つが下水汚泥ですね。これがどのようにリサイクルされているかという資料であります。レンガとか、セメントとかの原料に使われているようですね。何かご質問はございますでしょうか。これはリサイクルが進んでいる方ですよ。いろいろな廃棄物に比べて。

事務局 最終処分は22%です。最終処分しているものも、順次、例えば、脱水を進めるとか、脱水乾燥を十分にしていけば、当然リサイクルの方にまわっていくことはあり得ると思えます。

委員長 安全性という面で、下水汚泥の重金属のチェックとかはしていますか。

事務局 これは水質汚濁防止法の特定施設に該当しますので、排水基準にかかっています。例えば、私、県の下水処理場の維持管理年報を手元に持っておりますが、重金属について、過去、出ておりませんし、BODの数値でもかなり低い数値が出ております。これは排水です。汚泥の溶出試験についても測定しております、重金属等は全部基準を満たしております。

委員長 基準はクリアしているということです。それでは次に進めたいと思います。(3)「東海3県の産業廃棄物処理動向等について」事務局から説明をお願いします。

事務局 <議事関係資料集 資料4の説明>

委員長 ありがとうございます。いろいろな廃棄物が他県に移動して、また他県からも県内に入ったりしているというダイナミックな動きをしていますね。以前、廃棄物処理は完結型、県内完結型と言っていた時代がありましたが、現状は決してそうではなくて、かなり動いている。そういう現状を踏まえて、実際、廃棄物を使って環境ビジネスをやるといった場合、きちんとした量が確保できるかということも、議論を進めるうえで、大変重要な資料だと思いますので、そういった細かい資料をこれから分析していかなってはいけないと思います。これを集めていただいて、県内のいろいろな資源化事業の流れがあるので、もう少し詳しく見ていく必要があると思います。

森朴委員 委員長、よろしいですか。県にお願いですが、一つ追加でお願いしたいのですが、中小企業等事業協同組合の組織が県内に各業種にまたがってあると思います。それぞれの業種毎に産業廃棄物の問題点等、いわゆるアンケートをとっていただければ、中小零細の方の要望が若干なりとも反映されるのではないかと思いますので、お願いします。

委員長 ありがとうございます。是非、そのアンケートを業種を含めて調査してもらいたいと思います。

廃棄物対策課長 わかりました。

委員長 続いて(4)「産業廃棄物処理施設の整備に関する施策について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 <議事関係資料集 資料5の説明>

委員長 ありがとうございます。新しく委員となりました後藤委員、何かご意見ございませんか。

後藤委員 初めて伺いまして、皆さん積極的に方々の施設を見学になって、随分勉強をされておられるということを感じました。私は今日、産業環境保全協会という立場でお伺いしております。過去に中本理事長もおっしゃっていると思いますが、産廃業者あるいはいろんな産業廃棄物の排出に関わるいろんな業界があると思いますが、そういうメンバーの組織でございます。私は、製紙の、岐阜県家庭紙工業組合の理事長をしていますが、大福製紙とは少し違う製品をやっておりますが、古紙のリサイクル、今、少しシェアが落ちておりますが、岐阜県で10%弱の生産を現在維持している状況で、古紙をリサイクルして参りますと、どうしても製紙スラッジが発生して参ります。これをいろいろと工夫して、岐阜県の第1号の認定事業ということ、今大垣でカーボンでリサイクルしております、というか再利用、リユースということをしております。大福さんとは全く漉き物が違いますので、全部古紙をリサイクルして、トイレットペーパーあるいはティッシュペーパーというふうに仕上げているということです。国の政策であるということで、先ほど申し上げたよう

に、もう一回再利用をしていこうということ、今やっておるところで
ございます。今後につきましては土壌改良の問題ですか、あるいは最近、製鉄会社の保温材、こういったものに使うとか、用途が多々あるわけ、そういうように利用することで、またそれが何らかの形で皆さんのところに還元する商品になってくると思います。初めて伺って、皆さん本当によく勉強していらっしゃるなということを感じました。

委員長

それでは、傍聴人の意見を聞くもう一つ前に、議題3「今後の委員会活動について」事務局から説明をお願いします。

事務局

<議事関係資料集 資料6の説明>

委員長

守富先生、今回、テーマとなった公共関与についてなかなか明らかにできなかったと思います。ただ、先生が示されたいろいろなタイプは、今後どうですか。

副委員長

次回からの議論で予定される3つのタイプの資料については、各県の状況を含めて、それなりのもので出てくると思います。そこで今日確認をしたのは、ワーキングのときにまた議論となる点であり、コスト等を出した時、先ほど森朴さんから意見がありましたように、かなり大きく処理できるものに関してはそれなりに安くなるが、小物になって零細企業からのものは大手のところまで引き取ってくれない等の問題があること。またそれを処理しようとした場合には、産廃処理施設があったとしても、先ほど環境村のところでも出てきたように、結構割高になってしまっている。一廃の処理ですと、百トンとか10トン、20トンくらいになってしまいますが、それが30トンとか10トン、20トンくらいになっても、そんなに減茶苦茶に安くなるわけではなくて、結局、量が多ければ発電もできるし、さらに大きなものだったら、リサイクルにまわせるということも考えられます。そういう付加的なことは、兼松委員からも意見があったかと思いますが、いずれにしても非常にわずかな量で困っているというのが現状だと思います。今日の資料、例えば資料3の汚泥でも、いくつかの市で困っている点が出てくるかと思いますが、こういうのは排出業者の側で実際に今困っている産廃であり、先ほど森朴委員からもあったように、その量といますか、業種毎といますか、物といますか、実際にはどういふものに困っているんだろうかというのがもう少し見える資料があるかと思えます。要するに、今日の資料は、見学を含めて比較的大きな処理をしているもの、かつ汚泥も結構公共の大きな処理のものであり、実際には受け入れられなくなっている汚泥やわずかな量の汚泥であり、それらはいったいどこに持って行ったらいいのか、あるいはどういう処理をしたらいいのかということになるかと思えます。今日は全体の話が見えて非常によい資料ができていると思いますが、実際困っているものの量がわかる資料を用意していただければいい。その上で、そうした廃棄物に対して、支援すれば、あるいは規制すればよいという話も出てくるかと思えますし、どのくらいの量で、具体的にどのような施設が求められているのか。実際に困っているのは何なのかというのがもう少し見える資料があると、3つのタイプ、規制でいくのか、支援でいくのか、給付でいくのかという議論がしやすいのではないかなと思います。全部含めて、今日出てきた資料により、出入りについてはある程度こういう物の流れですなということ、比較的分かってきたと思うのですが、実際の困っている排出しているところ、中間のところ、最終処分のところといった資料ができればいいかなという印象を持っています。

委員長

ありがとうございます。それでは事務局、今度のワーキンググループの検討資料として、今言われたものの資料を準備していただきたいと思えます。

事務局

分かりました。

委員長

傍聴人の方、ご意見がありましたらどうぞ。ございませんか、はいど

うぞ。

傍聴人

御嵩から来ました。県の公共関与で処分場を作るというこの問題につきまして、私は2回目と今回傍聴させていただきましたが、やはり何故公共関与でこういった会議を立ち上げてやっていくかということに納得していません。というのは、県が公共関与というのは、この資料でも明らかなように県の動向と御嵩の産廃問題が密接に関連しているわけですね。それで御嵩の問題がまだ解決していない、まだ県が解決に向かう努力をしていない、するべきであって、私は県は努力するべきだと思います。県の公共関与ということは、御嵩町が住民投票やる直前に、県の方が公共関与でやりますと言ってきた経緯がありますね。そのことをおいて、とっても良いことだけ言って公共関与というのは、非常に私としては、御嵩町民としては、みんな納得できないと思っています。以上です。

委員長

ありがとうございます。今のご意見をそれぞれ委員の皆さん、参考にして議論していただきたいと思います。もう一人。はい、どうぞ。

傍聴人

岐阜市に住んでおります。〇〇と申します。私も2回目、今回と拝聴させていただきました。非常に熱心にご検討、ご意見、ご発表がありまして、非常に感服しておりますが、この傍聴席で聞いておりますと気づくこともあります。それを、ここで申しあげて討論するという場所ではありませんので、資料にもございましたが、近藤さんが文書にして出してみえます。そういう手法は非常にいいことだと思います。できればそういう意見を委員会の方でご検討いただけたら大変ありがたいと思います。それで事務局の方にお聞きしたいのですが、そういう文書はどこへいつ頃までに出したらいいのかということをお教えいただければありがたいです。

事務局

次回の委員会が1月25日に開催予定ですので、10日ぐらい前に、廃棄物対策課へ出していただければと思います。

傍聴人

遅くとも10日ぐらい前ですね。はい、分かりました。どうもありがとうございました。

委員長

皆さん、どうもありがとうございました。以上を持ちまして、本日の議事は全て終わりましたので、これで閉会したいと思います。

事務局

一つだけ連絡事項を。〈企業リサイクルフォーラム開催のお知らせ〉

委員長

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 3 回 委員会出席者名簿

■ 委 員

【出席委員】

堀内孝次（岐阜大学応用生物科学部教授）
守富 寛（岐阜大学大学院工学研究科教授）
清水佳子（環境市民ネットワークぎふ副代表）
兼松秀代（放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜代表）
加藤光貞（岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長）
前田守廣（社団法人岐阜県建設業協会副会長）
後藤利夫（社団法人岐阜県産業環境保全協会副理事長）
森朴繁樹（岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長）

【欠席委員】

田辺桜子（NPO法人ごみGネット）
西寺雅也（岐阜県市長会会長）
谷口 尚（岐阜県町村会会長）

出席者数： 8 名

欠席者数： 3 名

■ 事務局

細田大造（岐阜県環境生活部次長）
古田常道（岐阜県環境生活部廃棄物対策課長）
黒岩芳則（岐阜県環境生活部不法投棄監視課長）
市川常道（岐阜県環境生活部廃棄物対策課総括管理監）
佐伯秀紀（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
大坪敬明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
馬淵 保（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
ほか事務局担当者